

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1540号)

平成31年1月24日

横情審答申第1540号

平成31年1月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年6月30日都筑政第389号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「① 都筑区広聴相談課が別添文書の受付番号をもって、総務局総務課を
経由してコンプライアンス課へ、政策局秘書課を經由して市長及び担当
副市長へ、建築局総務課を經由して法務課宛に送付された文書、資料等の
すべて ② 上記①の対応をとるに至った都筑区の文書、職員メモ等の文
書のすべて（回議書を含める） ③ 別添回答文を作成した経過文書、資
料のすべて（回議書含む） ④ 都筑区が受けた回答文の内容に関して、
協議し、都筑区と協議した回答文を検討した一連の文書、資料のすべて
（回議書含む）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「① 都筑区広聴相談課が別添文書の受付番号をもって、総務局総務課を経由してコンプライアンス課へ、政策局秘書課を経由して市長及び担当副市長へ、建築局総務課を経由して法務課宛に送付された文書、資料等のすべて ② 上記①の対応をとるに至った都筑区の文書、職員メモ等の文書のすべて（回議書を含める） ③ 別添回答文を作成した経過文書、資料のすべて（回議書含む） ④ 都筑区が受けた回答文の内容に関して、協議し、都筑区と協議した回答文を検討した一連の文書、資料のすべて（回議書含む）」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「① 都筑区広聴相談課が別添文書の受付番号をもって、総務局総務課を経由してコンプライアンス課へ、政策局秘書課を経由して市長及び担当副市長へ、建築局総務課を経由して法務課宛に送付された文書、資料等のすべて ② 上記①の対応をとるに至った都筑区の文書、職員メモ等の文書のすべて（回議書を含める） ③ 別添回答文を作成した経過文書、資料のすべて（回議書含む） ④ 都筑区が受けた回答文の内容に関して、協議し、都筑区と協議した回答文を検討した一連の文書、資料のすべて（回議書含む）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年5月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求は、開示請求書の別添文書として受付番号が記された特定個人からの意見に対する回答文を添付していることから、特定個人から意見が寄せられたことを前提に、当該意見に対する回答文書の形成過程の開示を求めているものである。
- (2) 本件開示請求に対して、一部開示決定又は非開示決定を行えば本件審査請求文書

が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人から意見が寄せられたという事実の有無が明らかとなり、本件審査請求文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

- (3) また、特定個人から意見が寄せられたという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示請求に係る行政文書欄記載の文書を全て開示せよ。
- (2) 根拠規定を適用する理由は、条例第9条の非開示とする根拠規定に該当しない。

5 審査会の判断

- (1) 市民の声事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。）に規定されている。

投稿者への回答の担当部署は、市民の声要綱第12条に定められており、市民の意見等の内容を所管する区局が複数区局にわたる場合は、受付課が回答の担当部署となる。

- (2) 本件審査請求文書について

開示請求書の別添文書として、受付番号が記された特定個人からの意見に対する回答文を添付していることから、審査請求人は、特定個人から意見が寄せられたことを前提に、当該意見に対する回答文書の形成過程に係る文書の開示を求めているものと解される。

- (3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、また、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について応答することによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

ウ 本件開示請求は、特定個人からの意見が寄せられたことを前提とする文書の開示を求めるものである。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした

非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、特定個人から寄せられた意見があるという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、実施機関は特定個人から意見が寄せられていないことを明らかにすることとなり、開示したのと同様の効果が生じることとなる。

次に、特定個人が意見を寄せている又は寄せていないという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。そのため、本件開示請求に係る情報について非開示として保護すべき利益があると考えられる。

エ したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年6月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年7月20日 (第217回第三部会) 平成29年7月25日 (第305回第一部会) 平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・諮問の報告
平成29年8月18日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成30年9月20日 (第239回第三部会)	・審議
平成30年10月18日 (第240回第三部会)	・審議
平成30年11月15日 (第241回第三部会)	・審議
平成30年12月6日 (第242回第三部会)	・審議